

天草市ブランド産品推進支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、販路開拓や天草ブランド産品確立のため実施する事業に対する支援を行い、市内事業者の所得向上や地産地消・地産他消の推進及び天草ブランドの推進並びに本市産業の活性化に寄与することを目的として、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者

ア 市内に住所を有する個人事業者

イ 規約、会則等を有し、代表者が市内に住所を有する者（以下「市民等」という。）であり、かつ、構成員のうち市民等が2分の1以上を占める任意団体

ウ 市内に本店の所在地を有する法人

エ 市内の商工会議所又は商工会（以下「市内商工団体」という。）

(2) 暴力団員等の反社会的勢力及びその関係者ではない者

(3) 市税等を滞納していない者

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業は、国、県、市又はその他団体の補助事業の対象とならない事業で別表1のとおりとする。

(補助対象経費等)

第4条 本補助金の補助対象経費及び補助限度額は別表2、補助対象外経費は別表3のとおりとする。

2 本補助金の補助率は、2分の1とする。

3 本補助金の額は、次に掲げる方法により算出した額以内とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1の市内フェア等開催事業以外の事業を行う場合は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

(2) 別表1の市内フェア等開催事業を行う場合は、次に掲げる方法により算出した額のいずれか低い額とする。

ア 補助対象経費に補助率を乗じて得た額

イ 補助対象経費から参加負担金等の事業収入及び自己資金を控除した額

4 別表1の物産展等出展支援事業以外の事業を行う場合は、特殊な設備の導入等、市内事業者で調達が難しい場合を除き、原則として市内に本社、支店、営業所等を有する事業者を利用するものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表4に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 本補助金の交付申請の回数は、別表1の物産展等出展支援事業以外の事業を行う場合は、1申請者において、別表1に掲げる各事業につき1会計年度当たり1回のみとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては天草市ブランド産品推進支

援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定した者に対しては天草市ブランド産品推進支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、直ちに別表5に掲げる書類を市長に提出するものとし、その提出期限は、事業完了日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月31日（その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日）のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、当該交付すべき補助金等の額を確定し、天草市ブランド産品推進支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

（事業状況報告）

第9条 補助事業者は、市長の求めに応じて、当該事業の状況及び収益状況を報告しなければならない。

（財産処分の制限期間）

第10条 財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第5条の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	要件
(1) 施設等整備支援事業	<p>① 次のいずれかに該当するもの(以下「地場産品」という。)を製造するために必要となる加工施設及びそれに付随する設備・機械等を整備する事業であること</p> <p>ア 市内で生産された農林水産物であること</p> <p>イ 上記アを主たる原材料としているものであること</p> <p>ウ 市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行い、相応の付加価値が生じているものであること</p> <p>② 生産性・機能性・品質等の向上に資するものであること。ただし、新たに整備する場合はこの限りではない。</p> <p>③ 市内商工団体の支援を受け、事業計画書等を作成し、販路開拓等が見込まれる事業であること</p>
(2) 新商品開発等支援事業	<p>① 地場産品を開発するために必要となる試作等をする事業であること</p> <p>② 申請者の既存商品の類似品と認められるものではないこと</p> <p>③ 市内商工団体の支援を受け、事業計画書等を作成し、販路開拓等が見込まれる事業であること</p>
(3) 食品分析支援事業	<p>① 地場産品の栄養成分分析又は機能性分析の実施を新たに行う事業であること</p>
(4) 商標登録出願等支援事業	<p>① 地場産品の商標登録出願を新たに行う事業であること</p>
(5) パッケージ等作成支援事業	<p>① 地場産品の販売に係るパッケージ、ラベル、パンフレット、チラシ又はホームページ等を新たに作成する事業であること</p> <p>② 外部へ委託して実施する事業であること</p>
(6) コンテストチャレンジ支援事業	<p>① 市外で開催される審査を経て決定される商品の競技会、品評会、鑑評会、コンクール及びコンテスト等へ地場産品を出品する事業であること</p>
(7) 物産展等出展支援事業	<p>① 地場産品の販路開拓を主たる目的として市外で開催される物産展、商談会、展示会等に出展する事業であること</p>
(8) 市内フェア等開催事業	<p>① 市内で生産された晩柑又は南蛮柿を原材料として活用したフェア等を実施する事業であること</p> <p>② 第 2 条第 1 項に該当する者で、上記①の原材料を製造、加工、調理を行い、消費者に直接販売する 10 者以上が参加して実施する事業であること</p> <p>③ 第 2 条第 1 項エが実施する事業であること</p>

別表2（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
(1) 施設等整備支援事業	① 施設整備費 ② 設備・機械等整備費	50万円
(2) 新商品開発等支援事業	① 試作に要する原材料費 ② 試供品の試作費 ③ 新商品開発に必要な資料購入費 ④ マーケティング委託料 ⑤ 輸出に向けた翻訳手数料 ⑥ アドバイザー等招聘に係る謝金及び旅費	20万円
(3) 食品分析支援事業	① 検査手数料 ② 輸送費（商品等に輸送に要する経費）	2万円
(4) 商標登録出願等支援事業	① 出願料 ② 電子化手数料 ③ 商標登録料 ④ 弁理士への手数料	5万円
(5) パッケージ等作成支援事業	① パッケージ・ラベル作成費（デザイン料、版の作成費） ② パンフレット・チラシ作成費（デザイン料、版の作成費） ③ ホームページ等制作費	10万円
(6) コンテストチャレンジ支援事業	① 出品費用（審査料、送料等） ② 申請代行費用 ③ 旅費（1事業者あたり2名を限度） ④ その他補助対象事業の実施に伴い必要な経費	10万円
(7) 物産展等出展支援事業	① 出展料 ② 旅費（1事業者あたり2名を限度） ③ 備品借上料 ④ 設備使用料 ⑤ 輸送費（商品等に輸送に要する経費） ⑥ その他補助対象事業の実施に伴い必要な経費	15万円
(8) 市内フェア等開催事業	① 試食会開催費 ② 広報物作成費 ③ 広告費 ④ その他補助対象事業の実施に伴い必要な経費	25万円

別表3（第4条関係）

補助対象事業	補助対象外経費
共通	① 交付決定日より前に支払われた経費 ② 自社の内部取引となる経費 ③ 汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないもの（パソコン、事務用プリンター、タブレット端末等）の調達費用 ④ 消費税及び地方消費税相当額（（8）市内フェア等開催事業を除く。） ⑤ 振込手数料等 ⑥ 補助対象者の従業員の人件費 ⑦ 商品券、クーポン券、ポイント、小切手・手形、仮想通貨で支払いを行った場合の当該分の経費 ⑧ クレジットカードによる支払いで、補助対象期間中に引き落としが確認できない場合の経費 ⑨ 接待交際費 ⑩ 食糧費 ⑪ 社用車等の燃料費
(1) 施設等整備支援事業	① 単なる取替え更新であるもの、修繕費 ② 古い機械の撤去、廃棄費用
(2) 新商品開発等支援事業	① 既存商品にも使用できる原材料費 ② マーケティング調査時に販売を行う場合、その販売する製品に係る費用
(4) 商標登録出願等支援事業	① 更新申請に係る費用 ② 訴訟費用
(5) パッケージ等作成支援事業	① 既存のパッケージ・ラベル、パンフレット・チラシの増刷費用 ② 新たなパッケージ・ラベル、パンフレット・チラシの印刷費用 ③ 既存のホームページの更新費用
(6) コンテストチャレンジ支援事業	① 旅費のうち宿泊費は、天草市職員等の旅費に関する条例に準じて計算される宿泊費を超える経費 ② 消耗品費
(7) 物産展等出展支援事業	① 補助対象者の従業員の配置を伴わない委託販売の販売手数料 ② 旅費のうち宿泊費は、天草市職員等の旅費に関する条例に準じて計算される宿泊費を超える経費 ③ 補助対象者の従業員の配置を伴わない販売促進員の費用 ④ 消耗品費

別表4（第5条関係）

補助対象事業	提出書類
共通	① 天草市ブランド産品推進支援事業補助金交付申請書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第2号） ③ 収支予算書（様式第3号） ④ 市税等納付状況調査同意書（様式第4号）（（8）市内フェア等開催事業を除く。） ⑤ 規約、定款、会則その他の補助事業等に係る重要な諸規定（団体及び中小企業者の場合に限る。） ⑥ その他市長が必要と認める書類
(1) 施設等整備支援事業	① 図面及び設計書等、導入する機械設備の規格がわかる資料 ② 事業経費の内訳が確認できる見積書の写し
(2) 新商品開発等支援事業	① 事業経費の内訳が確認できる見積書の写し
(3) 食品分析支援事業	① 栄養成分分析又は機能性分析を予定している地場産品の資料（写真等）
(4) 商標登録出願等支援事業	① 商品登録出願を予定している地場産品の資料（写真等）
(5) パッケージ等作成支援事業	① 既存のパッケージ等がある場合はその資料（写真等）
(6) コンテストチャレンジ支援事業	① 出品を予定している地場産品の資料（写真等） ② コンテスト等の概要が分かる資料
(7) 物産展等出展支援事業	① 出展する主な地場産品に関する資料（写真等） ② 出展する物産展等の概要が分かる資料
(8) 市内フェア等開催事業	① フェア等の実施内容が分かる資料

別表5（第7条関係）

補助対象事業	提出書類
共通	① 天草市ブランド産品推進支援事業補助金実績報告書（様式第7号） ② 事業実績書（様式第8号） ③ 収支決算書（様式第9号） ④ 補助対象経費に係る領収書等の写し（（8）市内フェア等開催事業を除く。） ⑤ その他市長が必要と認める書類
（1）施設等整備支援事業	① 施工前、施工中及びしゅん工後の写真、導入した設備・機械等の写真
（2）新商品開発等支援事業	① 成果物の写真等
（3）食品分析支援事業	① 栄養成分分析又は機能性分析の結果の写し
（4）商標登録出願等支援事業	① 出願していることが分かる資料 ② 登録の場合は、設定登録されたことが分かる資料
（5）パッケージ等作成支援事業	① パッケージ・ラベルの場合は、成果物の写真等 ② パンフレット・チラシの場合は、成果物又はその写し ③ ホームページの場合は、URL及びトップページ画面の写し
（6）コンテストチャレンジ支援事業	① コンテストの結果が分かる資料
（7）物産展等出展支援事業	① 物産展等に出展したことが分かる写真
（8）市内フェア等開催事業	① フェア等の実施結果が分かる資料 ② 作成した広報物 ③ 補助対象経費に係る出納簿等